佐久市ファミリー・サポート・センター事業
助成金のご案内

経済的負担の軽減と利用促進をサポートします！

対象となる方

助成の対象となる者は、市内に住所を有する利用会員のうち、相互援助活動を利用する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税等の滞納がある者は、助成の対象としない。

1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
2. 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当を受給している者
3. 佐久市福祉医療費給付金条例（平成17年佐久市条例第77号）第２条第３号から第５号までのいずれかに該当し、福祉医療費給付金を受給している者
4. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が３級以上に該当するものと同一世帯に属する者
5. 療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者と同一世帯に属する者
6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が２級以上に該当するものと同一世帯に属する者
7. 当該年度分（当該年度の市町村民税額が確定するまでの間にあっては、前年度分）の市町村民税が非課税の世帯に属する者

助成金額

利用料金の **1/2** 以内
（上限 1万円 / 月）

※食事代等及び取消しに係る料金を除く

申請期限

相互援助活動を利用した日の属する月の

翌月の末日まで

（例：4月に利用した場合は5月末まで）

申請方法

📱 (1) オンライン申請

令和8年11月1日～

右記QRコード（ながの電子申請サービス）からご申請ください。

必要事項を入力し、最後に「ファミリー・サポート・センター支援活動報告書（兼領収書）」の画像データを添付してください。

🏢 (2) 窓口で申請

次の書類を佐久市役所 本庁こども政策課又は各支所健康福祉係へ書面でご提出ください。

- **助成金交付申請書兼請求書（様式第6号）**
- **支援活動報告書（兼領収書）（写し可）**

※ファミリー・サポート・センター事務局では受け付けておりません。

申請から支給までのおおまかな流れ

1. **利用・支払い**
   利用後、提供会員へ利用料金（全額）を支払い、「報告書（兼領収書）」を受け取る
2. **申請（翌月末日まで）**
   オンライン申請または窓口で申請
3. **審査・決定**
   市で審査した上で、「交付決定兼確定通知書」が郵送されます
4. **助成金支給**
   指定した金融機関の口座へ助成金がお振込みされます

★お問い合わせ先★
佐久市役所 こども政策課 こども政策係（平日 8:30～17:15）
0267-62-3149